

## 『大鏡』の最終記事

一三四

高橋 照美

古本系『大鏡』の本文は、次の記事によって結ばれる。

まことまこと、帝の母後の御許に行幸せさせたまひて、御輿寄する事は、深草の御時よりありける事とこそ。それが先は、下りて乗らせたまひけるを、后宮、「行幸の有様、見奉らむ。ただ寄せて奉れ」と申させたまひければ、その度、さておはしましけるより、今は寄せて乗らせたまふとぞ。<sup>①</sup>

朝覲行幸からの還御に際して天皇の乗輿を母后が見送る御殿の階下まで寄せる作法の由来を伝える故事だが、この記事がここに置かれるのは、一見いかにも唐突の感を免れない。この直前には、講師の登壇によって翁たちの歴史語りが中断されたこと、説教の途中で起こった騒動のために筆録者が翁たちの姿を見失ってしまった経緯が記されており、不思議な語り手たちの行方とともに、一品宮禎子内親王の将来にまつわる夢想も謎のまま雑踏の中へ消えていったことを惜しむ「何事よりも、かの夢の聞かまほしさに、居所も尋ねさせむとし侍りしかども、ひとりびとりをだに、え見付けずなりにしよ」の一文こそが、『大鏡』の結末にはふさ

わしい。

そのため、この段はもともと後人の注だったものが、何らかの事情によって本文に紛れ込んだと解する説が有力だった。<sup>②</sup>一方、崇徳天皇の長承三年（一一三四）書写の奥書を持つ『打聞集』にも引用され、現存する古本系『大鏡』の本文すべてに見えることから、注の紛れ込みとしてもよほど成立に近い時期に起こったものと考えられ、「とぞ」という結びをつくり物語の聞き書きの手法を模倣したものとして原作者の手になるものとする見解もあつたが、近年になって、より積極的な意味を見出そうとする論考が相次いで発表された。この段が筆録者の語りであり、母後の権威を再確認するものであることから、「世次達の語りに啓発された筆録者の中では、今まで漠然とあつた母後の権威に関する知識が体系となつた歴史として語り出されようとした」とし、母後の権威の歴史についての語りの始まりと見る菊池真氏の論や、「深草の御時」すなわち仁明天皇の御代の故事であることに注目し、道長の栄華の始発として位置づけられる四人の人物（文徳―冬嗣、光孝―基経）のいずれとも深いつながりを持つ仁明が、『大鏡』における「始発の先のさらなる始発として位置づけられていたことを、物語を閉じるに際して、種明かしのように証し立てている」とする桜井宏徳氏の論がそれである。

『大鏡』の最終記事に唐突感があるのは否めない。しかし、成立にきわ

めて近いとされる時期の資料<sup>⑦</sup>に引用され現存写本のすべてに存在するという事実、さらに文体上的一致<sup>⑧</sup>は、成立当初からの形態の可能性を示唆するものであり、注の紛れ込みとして看過することはできない。しかも、それが作品の結末という重要な箇所であればなおさらである。この段の評価については、内容を含めての検証が必要であろう。その意味で、この段を母後の權威を再確認するものとして積極的にその意義を評価しようとした菊池氏の論は重要であるが、それを認めた上で桜井氏も言うように、なぜそれが仁明天皇とその母橘嘉智子にまつわる逸話でなければならなかったのかという問題については、さらに論ずる余地があるように思われる。それによって、この記事が『大鏡』の結末に置かれることの意味もいっそう明らかになるのではないか。

本稿では、この逸話が橘嘉智子に対する朝覲行幸に基づく点に注目し、嘉智子という存在と朝覲行幸の歴史的意義を考えることで、『大鏡』の最終記事の持つ意味を明らかにしていきたい。

## 二

冒頭の逸話が、『続日本後紀』嘉祥三年（八五〇）正月癸未（四日）条に基づくものであることは、諸注の指摘するところである。

天皇朝「<sup>①</sup>親太皇太后於冷然院」。親王以下。飲宴酣樂。賜<sup>②</sup>祿有<sup>③</sup>差。須臾<sup>④</sup>天皇降<sup>⑤</sup>殿。於<sup>⑥</sup>南階下<sup>⑦</sup>端<sup>⑧</sup>笏而跪。召<sup>⑨</sup>左大臣源常朝臣。右大臣藤原良房朝臣<sup>⑩</sup>。勅曰。被<sup>⑪</sup>太后命<sup>⑫</sup>称。吾<sup>⑬</sup>处<sup>⑭</sup>深宮之中<sup>⑮</sup>。未<sup>⑯</sup>嘗<sup>⑰</sup>見<sup>⑱</sup>我帝御<sup>⑲</sup>輦<sup>⑳</sup>之儀<sup>㉑</sup>。今日事。須<sup>㉒</sup>眼<sup>㉓</sup>下<sup>㉔</sup>登<sup>㉕</sup>輿<sup>㉖</sup>。使<sup>㉗</sup>得<sup>㉘</sup>相見<sup>㉙</sup>者。朕再<sup>㉚</sup>三固<sup>㉛</sup>辞。遂未<sup>㉜</sup>得<sup>㉝</sup>命<sup>㉞</sup>。於<sup>㉟</sup>卿等意<sup>㊱</sup>如何。大臣等奏云。礼敬而已。如<sup>㊲</sup>命而可。天皇即登<sup>㊳</sup>殿。至<sup>㊴</sup>御簾前<sup>㊵</sup>。北面而跪。于時鳳輦<sup>㊶</sup>輦<sup>㊷</sup>於殿階<sup>㊸</sup>。天皇下

『大鏡』の最終記事

殿。御輦而出。左右見者攬<sup>①</sup>淚。僉曰。天子之尊。北面跪<sup>②</sup>地。孝敬之道。自<sup>③</sup>天子<sup>④</sup>達庶人。誠哉<sup>⑤</sup>。

同日行われた仁明天皇の母后橘嘉智子に対する朝覲行幸の模様を伝える記事で、話題の中心は、還御に際してとられた異例の作法にある。嘉智子が殿上から天皇乗輿の儀を見ることを望み、その意を受けた仁明は鳳輦を階の下まで寄せ、簾中の嘉智子に「北面而跪」く礼をとった上で乗輿した。天子南面の原則を破り、北面して臣下の礼をとることで母后に対する「孝敬之道」を示した仁明の姿に、見る者は感涙を禁じ得なかつたという。『小野宮年中行事』正月の「同日（三日）行幸事」にほぼ全文が引用され、『公事根源』「朝覲ノ行幸」にも引かれるなど、朝覲行幸の先例として広く知られていた故事である。

なぜこの朝覲行幸に基づく逸話が、『大鏡』の結末に置かれるのか。その意味を考える上でまず注目すべき点は、この行幸が行われた嘉祥三年正月四日という日にある。『続後紀』によれば、その二日後の正月六日に「聖躬不予」、すなわち仁明は発病し、そのまま回復することなく三月二十一日に崩御。同日文徳天皇が踐祚する。『大鏡』の帝紀は「文徳天皇と申す帝おはしましき。（中略）その帝、位に即かせたまふ嘉祥三年庚午の年より、今年までは、一百七十六年ばかりにやなりぬらむ」という世次の語によって語り出される。したがって、この朝覲行幸に基づく逸話が最終記事として置かれることで、『大鏡』の歴史語りは結末に至って冒頭に遡及する構造を有することになるのである<sup>①</sup>。

しかし、問題はそれだけではない。なぜなら、この朝覲行幸は、摂関政治の始源、摂関の権力の源泉を考える上で重要な問題をはらんでいると考えられるからである。

## 三

天皇が太上天皇の御所に赴き拝礼を行う朝覲行幸は、平安初期嵯峨朝に始まる。大同四年（八〇九）八月三十日、嵯峨天皇が兄平城上皇に拝覲したのを史料上の初見とし、天長十年（八三三）八月十日には仁明天皇が冷然院に赴き父嵯峨上皇・母后橘嘉智子に謁している。翌承和元年（八三四）正月、仁明はまず二日に叔父淳和上皇、ついで四日に嵯峨・嘉智子のもとへ行幸し、ここから朝覲行幸が正月の行事として本格的に行われるようになった。当初は、平城・嵯峨・淳和の三兄弟による皇位継承にともなう天皇・上皇間の緊張関係を背景に、兄・叔父という傍系の尊属に対しても行われたが、承和二年以降は父上皇・母后を対象として正月二日から四日の間に行われるのが恒例となる。行幸当日天皇は鳳輦に乗り、上皇・母后の御所に近づくや警蹕を止め、中門の外で御輿を降り徒歩で御所内に設けられた御休所に入る。次いで天皇は正殿に参り上皇・母后の御前で拝舞、一旦御休所に帰った後改めて正殿に渡り、上皇・母后から御酒・贈物・被物を賜る。供奉の群臣にも賜禄があり、還御するというのが『西宮記』に見える式次第である。<sup>15</sup> 本来天皇に対してのみ行われる拝舞という最高礼<sup>16</sup>を天皇自らが行うことによって、群臣の前で父母に対する臣礼を示すところにこの儀礼の眼目がある。

朝覲行幸の歴史的評価については様々に論じられているが、その基礎となったのが目崎徳衛氏の論である。目崎氏は、本来律令制における天皇の公的地位は絶対的なものであり、「在位の天皇が『人子之理』つまり孝という私人的道徳を実践しえないという、公的原理が確立していた」とする。その原理が平安初期に至って変化し、父子・兄弟の家族的秩序が公的觀念に優越した結果、天皇が上皇に対して「臣」礼をとることになった。天皇が自ら上皇の御所に足を運び拝礼する朝覲行幸は、天皇の

上皇に対する「臣」礼を可視化する儀礼にはかならない。目崎氏によれば、平城朝に始まり仁明朝に至って恒例化する朝覲行幸は、「天皇の国政的権威が上皇の家父長的権威より下におかれるに至った変化を象徴する」ものであった。

また、佐藤信氏は、目崎氏の論を踏まえた上で、父である上皇ばかりでなく母后も朝覲の対象となったことに着目し、橘嘉智子とその娘正子内親王（淳和皇后）の宮廷内における地位や声望の高さから、摂関制成立期において、上皇の家父長的権威のもと王権を構成したミウチ的集団の中で太皇太后・皇太后あるいは国母が大きな権威を有していたことを指摘し、このような「王権のミウチ的集団の中における母系の尊重こそが、次代の藤原氏による天皇の外戚化を軸とした摂関制の成立を導くカギになった」と説く。<sup>18</sup>

目崎・佐藤両氏の論を受けて、栗林茂氏は、子である天皇が親である上皇・皇太后へ拝礼を行う「家人之礼」を群臣の面前で行うことよって天皇家内部における家長的権威を君臣関係にまで及ぼすことに朝覲行幸の主眼があり、嵯峨上皇崩後に嘉智子一人を対象として朝覲行幸が行われたのは、嘉智子が天皇の母として子である天皇に及ぼす権威を天皇と群臣にまで及ぼすことが狙いであったとする。<sup>19</sup>

嵯峨の家父長的権威は嘉智子に引き継がれ、その権威は朝覲行幸を通じて貴族社会全体に浸透していく。そうしていやが上にも高められた母后の権威を背景に摂関政治は行われた。服藤早苗氏は、朝覲行幸が定着した十世紀から十一世紀中葉は上皇の不在期間が長く、代行的に拝舞を受ける母后が権威を保持したことが母方親族の政治力となったとして、朝覲行幸と摂関政治の関係を総括する。<sup>20</sup> 朝覲行幸は、律令制から摂関制へ変遷していく過程を考える上での重要な指標の一つであり、嘉智子は、摂関政治成立のキーパーソンの一人だったのである。



嘉智子はより直接的なかたちでも摂関政治の始発に影響を及ぼしている。嵯峨の死後まもなく勃発した承和の事後処理としての恒貞廃太子と道康立坊である。『統後紀』によれば、事件の発覚は承和九年(八四二)七月十七日、そのきっかけは伴健岑の謀反の企てを阿保親王が嘉智子に上書したこと<sup>21)</sup>だった。嘉智子は中納言藤原良房を召して親王の書を託し、良房は仁明に奏上。首謀者とされた健岑と橘逸勢は即刻捕えられ、翌十八日から厳しい詮議が行われる。累は皇太子恒貞親王に及び、二十三日には廃太子の勅が下され、併せて恒貞側近の大納言藤原愛発・中納言同吉野・参議文室秋津が処分される<sup>22)</sup>。その後嵯峨山陵への廃太子報告、愛発らの左遷を受けての後任人事、廃坊官人の処分、健岑・逸勢の配流を経て、八月四日に公卿上表によって仁明の皇子道康が立坊する。皇統の問題という視点から承和の変を分析した遠藤慶太氏は、事件の本質を恒貞廃坊による皇位継承構想の変更とし、阿保親王の緘書から坊官の謀反を立件することで政変を具体化し廃太子を引き出したのは、良房と提携した嘉智子であったとする<sup>23)</sup>。遠藤氏の論は、恒貞の母正子内親王が事件に際して「震怒、悲号」し、母嘉智子を「怨」んだとあることから裏付けられよう。嵯峨・淳和両統の血を受けた恒貞が「正嗣」として皇位を継承することは、淳和のみならず嵯峨の企図するところであったとされる<sup>24)</sup>。その嵯峨による皇位継承構想を、嘉智子は外孫(恒貞)ではなく内孫(道康)を選ぶことによって覆した。その道康の母が藤原冬嗣の娘順子であり、ここから天皇家と藤原氏北家の外戚関係が始まり、それをてこに摂関政治が展開されていく。道長栄華の由来を説く『大鏡』が天皇紀の始点を文徳に置くのも、「入道殿下の御栄花も何により開けたまふぞと思へば、まづ、帝・後の御有様を申すなり」の一節に示されるように、摂関の権力の源泉が天皇との外戚関係にあり、その原点が文徳であるという認識によるものである。

母后としての嘉智子の権威は、嵯峨の遺志をも覆し、摂関政治の始発に重大な影響を及ぼした。その嘉智子にまつわる逸話を結末に置くことは、嘉祥三年という時とともに、『大鏡』の歴史語りを文徳即位という原点へと遡及させていくことになる。

#### 四

以上の点を踏まえ、あらためて嘉祥三年の朝覲行幸と、それを背景とする『大鏡』の最終記事の意味を考えてみたい。焦点は、『統後紀』の興味を中心であり、『大鏡』でも母后の「ただ寄せて奉れ」という言葉で示される乗輿の際の作法にある。

嘉智子の「輿を寄せよ」という要求は、「天子南面」という大原則をも破り、母后に臣礼をとることを意味するが、初期の朝覲行幸の記録には天皇の上皇に対するあからさまな臣礼は見られない。仁明が淳和のもとに朝覲した際には、「太上天皇逢迎。各於中庭一拜舞。乃共昇殿。(中略)天皇欲還宮。降自殿。太上天皇相送到南屏下也」と、拜舞は見られるものの、天皇上皇がともに中庭で拜舞昇殿し、天皇還御に際しても淳和が下殿して見送るなど、両者対等な関係が強く意識されている<sup>25)</sup>。その後の嵯峨・嘉智子に対する朝覲でも拜舞に関する記載はない。天皇が群臣の眼前で臣礼をとるのは、この嘉祥三年が初めてのことだったのではないか<sup>26)</sup>。この行幸が『小野宮年中行事』や『公事根源』に引かれるのも、『西宮記』に見られるような天皇拜舞を中核とする儀礼の原点として、後代から依拠すべき朝覲の模範とみなされたためと考えられる。

先例がなかったからこそ躊躇されたのであろう。嘉智子の願いを「再三固辞」し、殿下に控える左右両大臣に諮問する『統後紀』の仁明の姿に、そのためらいを見ることができる。しかし、左大臣源常は嵯峨の皇

子（母更衣飯高宅刀自）、右大臣藤原良房は嵯峨の女婿（妻は嵯峨皇女源潔姫）と、ともに嵯峨の家父長的權威の翼下にあつた者であり、嘉智子の意向に異を唱えるべくもない立場にあつた。両大臣の「礼敬而已」という勧めに従い、仁明は輿を階下に寄せ母の簾前に跪く。母に対する孝という私的な倫理が天皇としての公的な立場に優越することを改めて可視化し、母後の權威ここに極まれりという場面である。

そして、そのわずか二日後仁明は病に倒れ、二ヶ月余りの後に崩御、そのあとを追うように太皇太后嘉智子も同年五月四日にこの世を去る。肥大を続けてきた上皇そして母後の權威は、その肥大が極まったところの中核を失つた。その空隙に入り込んだのが、『続後紀』の記事にも姿を見せる良房である。

良房自身も嵯峨の女婿として、家父長的權威に包摂された存在であり、その愛顧によつて地歩を固めてきた。にもかかわらず、嵯峨の死後は嘉智子と連携して嵯峨の敷いた皇位継承路線を覆し、妹の産んだ道康を皇太子に据えることで次代の外戚の座を手に入れた。併せて淳和―恒貞の勢力に連なる政敵たちの追放にも成功した良房は、政界の第一人者としての地位をゆるぎないものとする。一方、仁明・嘉智子の相次ぐ死によつて、王家の側は一挙にその中核を失つた。残された若い文徳に、自らの母後の兄であり、擁立の功臣でもある良房に抗う力はなかつた。良房は、嵯峨によつて築かれ、嘉智子が継承した皇室の家父長的權威を自らのものとして文徳を圧迫し<sup>①</sup>、生後九ヶ月の外孫惟仁を立坊させ、摂関政治への道を切り拓いていく。

摂関政治の始発に間接的にも直接的にも大きな影響を与えた橘嘉智子。その嘉智子にまつわる逸話が『大鏡』の最終記事となつたことを、注の紛れ込みによる偶然的産物と見ることはできない。嘉智子の逸話、それも嘉祥の行幸が選ばれたのは、単に母後の權威の大きさを物語るだ

けでなく、諸氏の言葉を借りて言うならば、「王権のミウチ的集団の中における母系の尊重<sup>②</sup>」が最も劇的なかたちで可視化され、「天皇が母太后の教導に従うことは、好ましい『孝』として正当化をみ<sup>③</sup>」た場面だったからである。承和の変における嘉智子の仁明に対する「教導」は、文徳の即位をもたらし、摂関政治の端緒をひらくことになった。時に皇位や摂関の地位をも左右する「母太后の教導」は、『大鏡』の好んで語るところでもある。道長ですら、政権の座を姉東三条院詮子の一条天皇に「教導」によつて手に入れたとされる。『大鏡』はその結末にこの逸話を置くことによつて、道長の栄華のよりきたるところをその原点にまで遡つて示してみせたのである。

それは、「流れを汲みて、源を尋ねてこそは、よく侍るべき」という『大鏡』の歴史語りの基本姿勢にふさわしい結末といえよう。

## 注

- ① 以下、『大鏡』本文の引用は新潮古典集成（東松本・石川徹校注）による。
- ② 関根正直『大鏡新註』は、「此の一条は、上文の中に後人の押紙しおきしが離れたるを、更に後の人の末に貼り付けたるならむ」とし、日本古典文学大系補注（松村博司校注）は「朱雀天皇御讓位の段の注か」とする。新潮古典集成頭注も同様に注の混入と見る。
- ③ 保坂弘司『大鏡全評釈 下』（学燈社、一九七九年）
- ④ 新編日本古典文学全集頭注（橘健二・加藤静子校注）は、「この末尾の段は、『大鏡』本来の記事ではなく、後世何かの事情で付加されたと考えられてきた。ただし、つくり物語の「とぞ」という聞き書きの手法を模倣して閉じたとも考えられる。その場合、光孝天皇踐祚の話から始まり、父仁明天皇にもどし、かつ天皇と母後の話（それは一品宮禎子と後三条帝との関係に移し変えられる）を加えて閉じたと解せよう」とする。
- ⑤ 菊池真『大鏡』筆録者攷（『水音―言葉と歴史―』二〇、二〇〇二年六月

- 月)
- ⑥ 桜井(秋本)宏徳『大鏡』における仁明天皇の位置―(藤氏物語)―(昔物語)から天皇・大臣章段へ―(『成蹊人文研究』一二、二〇〇四年三月。のち『物語文学としての大鏡』新典社、二〇〇九年所収)
- ⑦ 『大鏡』の成立時期については諸説紛糾し、いまだ結論を見ていない。七十年代までの研究では院政期成立説が有力で、最も時代が下るのが鳥羽朝の永久年間(一一一三―一七)前後とする山岸徳平氏(『大鏡概説』『日本文学研究資料叢書 歴史物語Ⅰ』有精堂、一九七一年)、平田俊春氏(『大鏡の成立』『日本古典成立の研究』日本書院、一九五九年)、赤松俊秀氏(『東大寺鐙音不絶』―『大鏡』の成立について―『文学』三一―一五、一九六三年五月)らの諸説である。その後、松村博司氏が講演「歴史物語研究の現状と展望」(『歴史物語研究余滴』和泉書院、一九八二年)に始まる一連の研究によって『大鏡』の多段階成立説を提唱し、原型の成立を康平八年(一〇六五年)前後とした(『栄花物語』『大鏡』の成立)『栄花物語』の研究 補説編 風間書房、一九八九年)。成立時期を最も早く見るのは森下純昭氏で、松村説を踏まえた上で主要部分の成立を長元八年(一一〇三五)から永承三年(一一〇四八)の間とする(『大鏡』の成立論序説―「たゞ」今の」の表現を手懸りとして―『岐阜大学国語国文学』一九、一九八九年二月)。
- ⑧ 保坂注③前掲書。保坂氏はこの段の文体について「同一人とみてもよいくらいの出来ばえ」と認めながらも、「この物語の最後に据えるべき説話ではない」とし、巻五(東松本)に見える芹河行幸の記事についての押紙が混入した可能性を指摘する。
- ⑨ 『続日本後紀』同日条。以下、六国史の引用本文は新訂増補国史大系による。
- ⑩ 「嘉祥二年正月廿日に仁明の御門母后に朝きんのため冷泉院に行幸なる彼時御門南階をくたりて笏をた、しくして跪給し事も侍にや」。引用は速水房常『公事根源愚考』(故実叢書所収)の本文による。
- ⑪ この記事の年時の問題については、すでに森下純昭氏が「『大鏡』巻五・六「藤氏物語」「昔物語」の作者をめぐって」(『岐阜大学国語国文学』一七、一九八五年三月)において論じている。森下氏は『大鏡』巻五後半

および巻六を別作者の手になるものとする立場から、この最終記事は文徳天皇即位の嘉祥三年から帝紀を始発させようとする序文との照応を強く意識した巻六作者によって選ばれたものであり、そのため「前段とのつながりが悪く、とってつけた感じ、あるいは注記等の竄入かと疑われることになるのであろう」とする。

- ⑫ 『類聚国史』巻二十八、帝王八「天皇朝觀太上天皇」
- ⑬ いずれも『続日本後紀』同日条による。
- ⑭ 鈴木景二氏は、太上天皇と天皇の関係が惹起しかねない王権の分裂を回避し一体性を維持するために朝觀行幸が必要とされたとする(『日本古代の行幸』『ヒストリア』一二五、一九八九年十二月)。
- ⑮ 式次第は、故実叢書本『西宮記』巻一「有上皇及母后者三日朝觀」による。
- ⑯ 野村育世「王権の中の女性」(総合女性史研究会編『日本女性史論集2 政治と女性』吉川弘文館、一九九七年)
- ⑰ 目崎徳衛「政治上の嵯峨上皇」(『日本歴史』二四八、一九六九年。のち『貴族社会と古典文化』吉川弘文館、一九九五年所収)
- ⑱ 佐藤信「撰関制成立期の王権についての覚書」(山中裕編『撰関時代と古記録』吉川弘文館、一九九一年)
- ⑲ 栗林茂「皇后受賀儀礼の成立と展開」(『延喜式研究』八、一九九三年九月)
- ⑳ 服藤早苗「王権の父母子秩序の成立―朝觀・朝拜を中心に―」(十世紀研究会編『中世成立期の政治文化』東京堂出版、一九九九年)
- ㉑ 『続日本後紀』同日条「先」是。彈正尹三品阿保親王緘書。上呈嵯峨太皇太后。々々喚中納言正三位藤原朝臣良房於御前。密賜緘書。以伝奏之。其詞曰。今月十日伴健岑来語云。嵯峨太上天皇今將登遐。国家之乱在可待也。請奉皇子入東国。者。書中詞多。不可具載。による。以下、承和の変の経過は、同書当日条による。
- ㉒ 愛発は免官の上京外に追放、吉野は太宰員外帥、秋津は出雲員外守にそれぞれ左降。愛発は恒貞妃の父、秋津は春宮大夫、吉野は淳和以来の側近とされる。また、健岑が隱岐、逸勢が伊豆に配流されたほか、六十人余りが事件に連座し処分された。



②③ 遠藤慶太「『続日本後紀』と承和の変」(『古代文化』五二―四、二〇〇〇年四月)。吉川真司「平安京」(同編『日本の時代史5 平安京』吉川弘文館、二〇〇二年)も同様の見解を示す。

②④ 『日本三代実録』元慶三年三月二十三日条

②⑤ 『続日本後紀』天長十年二月丁亥(三十日)条恒貞立太子の宣命に「以正嗣<sup>止有</sup>恒貞親王<sup>皇太子</sup>正定賜<sup>不</sup>」、同三月壬申(五日)条の柏原長岡二山陵への即位奉告状も恒定を「正嗣<sup>止有</sup>殿<sup>殿</sup>」とする。この記事をもって、恒貞<sup>止有</sup>と淳和系の皇位継承における優位・正統性を説く論に、河内祥輔『古代政治史における天皇制の論理』(吉川弘文館、一九八六年)、中西康裕『日本後紀』の編纂について(『続日本紀研究』三二・一・三二二合併号、一九九七・九八年)がある。

②⑥ 遠藤注②③論文

②⑦ 『続日本後紀』承和元年正月癸丑(二日)条

②⑧ 鈴木注⑭論文

②⑨ 服藤注②⑩論文は、朝覲行幸の成立当初から拜舞が行われていたとする。

③⑩ 遠藤注②③論文

③⑪ 笹山晴生「前期摂関政治と社会の変貌」(『平安の朝廷―その光と影』吉川弘文館、一九九三年)

③⑫ 佐藤注⑱論文

③⑬ 遠藤注②③論文

③⑭ 『大鏡』道長伝によれば、詮子が清涼殿の夜の御殿にまで押しかけて天皇を説得したために、道長内覧の宣旨が下ったという。同昔物語には、朝覲行幸の際母后穩子が発した「今は東宮ぞかくて見きこえまほしき」という言葉を、弟成明(村上天皇)の早期即位を望むものと早合点して讓位した朱雀天皇の逸話も見える。

(本学非常勤講師)